

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、国が緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大し、外出自粛などの要請を行いました。市では、市長を本部長とする「昭島市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置して情報収集に努めるとともに、市民の皆さんの命と生活を守るため、引き続き対策に取り組みまいります。なお、これに伴い、市の業務は大幅に変更となっております。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。詳しくは、各担当へ問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。また、新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口については、5・8ページに掲載しています。

市では、「広報あきしま」のほか、次の情報ツールを運用していますのでご利用ください。  
●市ホームページ  
新型コロナウイルス感染症に関する情報は、「重要なお知らせ」としてまとめています。  
●市公式ツイッター  
短文で情報を発信しています。  
●携帯メール情報サービス  
災害、行方不明などの情報をメール配信しています。下の二次元コードまたはURLにアクセスし、案内に従って登録手続きをしてください。

市ホームページ: <https://www.city.akishima.lg.jp/>  
市公式ツイッター: @akishima\_196  
携帯メール情報サービス: <http://hp.m-mate.com/k/akishima/>

感染拡大の防止、市役所業務の継続のために

イベントなどを原則中止

5月6日までのイベントや事業などは、原則として中止または延期をしています。また、5月7日以降も同様に、中止または延期する場合があります。

施設などの利用・貸し出しを中止

5月6日まで、施設などの一般利用を中止しています。その後の対応は、状況を注視しながら、そのご判断していきます。

市役所の職員体制を変更

4月13日(月)から交代制で業務を行っています。各部署で勤務する職員を減らしているため、通常よりも手続きに時間がかかるなど、ご迷惑をおかけする場合がありますが、ご理解をお願いします。来庁予定の方は、

時間に余裕をもってお越しくください。

また、住民票の写しや課税・納税証明書の請求をはじめ、郵送で行うことのできる手続きもありません。詳しくは、問い合わせるか、市ホームページをご覧ください。

発熱・せきの症状がある方は来庁前に相談を

市役所にご用がある方で、発熱・せきなどの症状がある場合は、まず電話で各担当へ、手続きの内容について相談してください。

感染した方、感染の疑いがある方は、ごみの出し方にご協力を

ごみ処理は市民生活を維持するために必要不可欠です。収集作業員の感染リスクを減らし、ごみ収集を安全に継続できるように、感染した方、感染の疑いがある方がいる場合は、次のことにご協力ください。  
①鼻をかんだティッシュや使用

済みマスクなどは、市の指定収集袋に直接入れるのではなく、まずは、別のビニール袋に入れてください  
②ごみに直接触れないように注意しながら、ビニール袋の口をしっかりと結ぶなどして密閉してから、市の指定収集袋に入れてください  
③ごみを出した後は、手をしっかりと洗います



資源・ごみは朝8時30分までに出してください

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、資源・ごみ収集に影響が出た場合、収集時間が通常時と比べて前後する場合があります。

資源・ごみは、必ず朝8時30分までに出すようご協力ください。  
☆詳しくは、清掃センター ☎042-541-1342へ。

届け出の期間延長など

転入・転出など、及び、マイナンバーカードについて

●昭島市への転入の届け出は期限を過ぎても受け付けます  
昭島市に住み始めてから原則として14日以内に転入などの届け出が必要ですが、当分の間、14日を過ぎても受け付けています。  
ただし、マイナンバーカードや住民基本台帳カードをお持ちの場合は、事前に問い合わせてください。

市外への転出の届け出は郵送でも可能です

昭島市から市外へ転出する場合の届け出は、郵送でも受け付けています。窓口の混雑を回避するため、ぜひご利用ください。  
◇届け出方法 次の書類を同封し、〒196-8511 市役所市民係へ

- 転出届(市ホームページからダウンロード可)
- 本人確認できる書類(運転免許証など)の写し
- 転出証明書の送付先住所(転

出前または新住所のいずれか(と氏名を記載し、切手を貼った返信用封筒)

マイナンバーカードは期限を過ぎても受け取れます

マイナンバーカードの交付申請をした方を対象に、準備ができて次第、交付通知書を送付しています。この通知書には受け取り期限が記載されていますが、当分の間、期限を過ぎても受け取ることができます。

マイナンバーカード、電子証明書の有効期限通知書が届いた方へ

当分の間、有効期限を過ぎても更新手続きを受け付けます。詳しくは、市民係へ。



市・都民税の申告期限を延長

「広報あきしま」4月1日号24ページで、申告期限を4月16日まで延長とお知らせしましたが、4月17日以降も受け付けて

国民健康保険に関する届け出について

資格取得、資格喪失、変更などについては、原則として14日以内に届け出が必要ですが、当分の間、14日を過ぎても受け付けています。  
なお、資格喪失の届け出は郵送でも受け付けています。  
☆詳しくは、保険係へ。

タフシー利用費助成の請求期限を延長

令和元年10月1日～2年3月31日の利用分について、4月10日までに領収書を提出できなかった方は、次回の請求時にまとめて提出してください。  
なお、領収書の保存・管理にはじゅうぶん注意してください。  
☆詳しくは、障害福祉係へ。

心身障害者自動車ガソリン費等助成の請求期限を延長

令和2年1月1日～3月31日の給油分について、4月10日までに領収書を提出できなかった方は、次回の請求時にまとめて提出してください。  
なお、領収書の保存・管理にはじゅうぶん注意してください。  
☆詳しくは、障害福祉係へ。

要介護(要支援)認定の有効期間を延長

●認定の臨時的な取り扱い  
要介護(要支援)認定の更新申請の方に限り、認定調査は実施せず、現在の介護度のまま、有効期限を6か月または12か月延長します。  
まずは、更新申請を必ずしてください。  
なお、郵送でも受け付けています。

在宅での認定調査にご理解を

新規申請をする方、及び、介護度の見直しのため区分変更申請をする方は、認定調査の実施が必須となります。  
認定調査員は感染症の予防対

関係機関からのお知らせ

策を徹底していますので、ご協力をお願いします。  
☆詳しくは、介護福祉課認定担当へ。

立川バス

5月8日(金)まで、平日と土曜日は土曜ダイヤで運行します(富士見町団地線、コミュニティバスを除く)。また、状況により、期間の延長、運休、ダイヤ変更をする場合があります。  
☆詳しくは、立川バス福生営業所 ☎042-551-1200へ。

市役所の派出窓口多摩信用金庫

市役所1階の多摩信用金庫の派出窓口は、市税などの公金収納専用窓口です。  
こちらの窓口は、当面、開設時間を短縮し、午前8時30分～午後4時となります。  
☆詳しくは、市役所会計係へ。

**生活や小規模事業者の支援・相談**

皆さんの生活や、事業者を支援するため、給付などの支援が行われます。

また、仕事に関する相談、生活資金の貸し付けや融資に関する相談は、5ページの表に記載した各担当でも受け付けています。

このほかの新型コロナウイルス感染症に関する相談は、8ページをご覧ください。

**国からの現金給付(特別定額給付金)**

国民1人当たり10万円が支給されます。詳しくは、表紙をご覧ください。

**国からの持続化給付金**

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが前年同月比で50%以上減少している、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個

人事業主(フリーランスを含む)などを対象に支給されます。詳しくは、表紙をご覧ください。

**《東京都》感染拡大防止協力金**

都の緊急事態措置により営業の休止や時間短縮の要請などを受けた施設を運営する、中小企業、個人事業主を対象に支給されます。



※市ホームページへはこちらからアクセスできます▼  
 ◇支給額 50万円(2店舗以上を有する事業者は100万円)  
 ◇申し込み 6月15日までに申請用サイトへ  
 ※詳しくは、都ホームページで確認するか、問い合わせください。

**◎問い合わせはこちら**

※東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター  
 ☎03-53388-0567  
 ※日時 午前9時～午後7時(毎日)

▼仕事に関する相談、生活資金の貸し付けや融資に関する相談

内容	担当部署など	電話番号	日時
有給休暇、休業に関する賃金の支払い、退職、解雇、新型コロナウイルスに関連したハラスメント	東京都労働相談情報センター(東京都ろうどう110番)	0570-00-6110	* 平日の午前9時～午後8時 * 土曜日の午前9時～午後5時
労務、労働条件	東京労働局総合労働相談コーナー	03-3512-1608	平日の午前9時～午後5時
特別休暇制度の導入支援	厚生労働省の相談窓口	03-6867-0211	平日の午前9時～午後5時
中小企業従業員向けの生活資金融資	東京都産業労働局労働環境課	03-5320-4653	平日の午前9時～正午、午後1時～5時
中小企業の資金繰り	東京都産業労働局金融課	03-5320-4877	平日の午前9時～午後5時
雇用調整助成金関係、事業所の助成金(休業)	東京労働局ハローワーク助成金事務センター	03-5337-7418	平日の午前9時～午後5時
	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時(毎日)
小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(新たな助成金制度)	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター	0120-60-3999	午前9時～午後9時(毎日)
収入の減少、仕事、住宅など生活に関すること	昭島市くらし・しごとサポートセンター	042-519-2033	平日の午前8時30分～午後5時15分

**仕事、事業などに関する相談**

仕事に関する相談、生活資金の貸し付けや融資に関する相談

は、左の表の各担当でも受け付けています。

このほか、新型コロナウイルスに関する相談は8ページをご覧ください。

**昭島市緊急対策事業資金融資あっせん制度**

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している市内の中小企業者を対象に、融資のあっせんを行います。

取得扱い金融機関からの融資が行われた場合に、市が金利(全額)と信用保証料(原則全額)を補助します。

また、申し込みに必要な書類のうち、印鑑証明書、住民票の写し、納税証明書など市が発行する証明書については、発行手数料を免除します。



※市ホームページへはこちらからアクセスできます▼  
 ◇資金の種類 運転資金  
 ◇融資額 500万円以内  
 ◇融資期間 5年以内  
 ◇金利 年1.6%(市が全額補助)  
 ◇申し込み 9月30日までに取り扱い金融機関へ  
 ☆詳しくは、市役所産業振興係 ☎042-544-4134へ。

**相談・受診の目安**

37.5度以上の発熱(解熱剤を飲み続けなければならない状態を含む)などのかぜ症状がある場合は、決して外出せず、毎日体温を測定して記録しておきましょう。

相談の目安は次のとおりです。ただし、この日数に至らなくても、だるさ、息苦しさが悪化した場合は相談してください。

- ※一般の方、お子さん 症状が4日続いているとき
- ※高齢者、持病(糖尿病、心疾患、呼吸器疾患など)のある方、免疫抑制剤や抗がん剤などを投与されている方、妊婦の方 症状が2日続いているとき

**家族に感染が疑われる場合は**

◎本人は決して外出しないようにしましょう  
 ◎同居している方も同様に、体温を測定するなどの健康観察を行い、外出をしないでください。

**《昭島市商工会》新型コロナウイルス対策マール経融資(小規模事業者経営改善資金)**

新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している市内の小規模事業者の経営を支援するため、昭島市商工会の推薦に基づき、日本政策金融公庫の公的融資制度を無担保・無保証人で行います。

◇対象 最近1か月の売り上げが、前年または前々年の同期と比べて5%以上減少している小規模事業者

◇資金の種類 運転資金、設備資金  
 ◇融資額 1000万円以内  
 ◇融資期間  
 \* 運転資金 7年以内  
 \* 設備資金 10年以内  
 ◇金利 年1.21%から年0.9%を差引いた0.31%分を市が全額補助(3年間)  
 ☆詳しくは、昭島市商工会 ☎042-543-8186へ。

**◎部屋を分けましょう**

家族との接触をできる限り避けるため、食事や寝るときも別室にしましょう。  
 ◎お子さんがいたり、部屋を分けることが難しかったりする場合は、2m以上の距離を保つ、仕切りやカーテンを設置する、寝るときは頭の位置を互い違にするなど、工夫しましょう。

**◎感染が疑われる家族の世話は限られた方で行いましょう**

心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが世話をするのは避けてください。

**◎マスクを着用しましょう**

家族全員でマスクを着用しましょう。外すときはゴムひもをつまみ、マスクの表面には触れないでください。マスクを触った後は、必ず手を洗きましょう。また、捨てる時以外は、使用済みのマスクをほかの部屋に持ち出さないようにしましょう。

**◎こまめに手を洗いましょう**

マスクがない場合、せきやくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻を覆いましょう。

**《昭島市社会福祉協議会》生活福祉資金制度の特例貸し付け**

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業などで収入が減少し生活の維持が困難となっている世帯や、一時的に貸し付けを必要とする世帯を対象に、左の表のとおり特例貸し付けを行います。いずれも、連帯保証人は不要で、無利子です。

詳しくは、事前に電話で予約のうえ、相談してください。

☆詳しくは、社会福祉協議会 ☎042-544-0388へ。

▼生活福祉資金制度の特例貸し付け

	福祉資金 緊急小口資金	総合支援資金 生活支援費
貸し付け額	20万円以内(一括)	* 2人以上の世帯=月20万円以内 * 単身世帯=月15万円以内 ※いずれも原則3か月以内
交付	申請から1週間程度	申請から最短20日程度
返済	最長1年据え置き、2年以内	最長1年据え置き、10年以内

**◎部屋の換気をしましょう**

部屋は定期的に換気してください。共用部分やほかの部屋も窓を開けましょう。

**◎手で触れる共用部分を消毒しましょう**

物に付着したウイルスは、しばらく生存します。ドアノブなどの共用部分は、市販の家庭用塩素系漂白剤を薄めたもので拭いた後、水拭きをしましょう。特にトイレや洗面所はこまめに清掃・消毒しましょう。

**◎汚れたシーツや衣服はこまめに洗濯しましょう**

タオル、衣類、食器、箸やスプーンなどは、分けて洗う必要はなく、通常の洗濯や洗浄がまいませぬ。ただし、洗浄前のものは共有しないでください。

**◎ごみは密閉して捨てましょう**

詳しくは2ページに掲載しています。  
 ☆詳しくは、地域保健係(あいぽつく内) ☎042-544-5126へ。